

運 営 規 程

(介護予防通所リハビリテーション)

介護老人保健施設 サンタハウス弘前
通所リハビリテーション

介護老人保健施設サンタハウス弘前 介護予防通所リハビリテーション運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、介護保険法及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「基準省令」という。）その他関係法令通知の定めるもののほか、社会福祉法人弘前豊徳会（以下「当法人」という。）が設置経営する介護老人保健施設サンタハウス弘前通所リハビリテーション事業所（以下「当施設」という。）の介護予防事業の運営に関する重要事項を定めることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 当施設は、要支援状態等になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護老人保健施設サンタハウス弘前に通所して共通サービス・口腔機能向上、運動器機能向上等の選択的サービスを供給し要介護状態に陥らせないようにすることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設の介護予防通所リハビリテーションは、要支援状態の利用者の自立に向けての援助若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。

2 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ることとする。

3 当施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称及び所在地等は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 名称 | 介護老人保健施設 サンタハウス弘前
通所リハビリテーション |
| (2) 開設年月日 | 平成13年4月1日 |
| (3) 所在地 | 青森県弘前市大字大川字中桜川18番地10 |
| (4) 電話番号 | 0172-99-1115 F A X 番号 0172-99-1116 |

- (5) 管理者職・氏名 管理者(医師) 齊藤 真喜子
(6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設 サンタハウス弘前
通所リハビリテーション (0250280088)

(従業者の職種及び員数)

第5条 当施設における従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設長 1人(常勤で兼務)
事業の業務を統括管理する。
- (2) 管理者(医師) 1人(常勤で兼務)
利用者の病状等を把握し、利用者の診察・健康管理及び保健衛生指導に従事する。
- (3) 看護職員 1人(常勤で専従)
利用者の日常生活の援助に従事する。
- (4) 介護職員 5人(常勤で専従)
利用者の日常生活の援助に従事する。
- (5) 作業療法士 5人(常勤で兼務4人、非常勤で兼務1人)
利用者の機能回復の促進及び機能低下を予防する業務に従事する。
- (6) 管理栄養士 2人(常勤で兼務)
利用者の栄養指導や給食管理、栄養管理の業務に従事する。
- (7) その他職員 2人(常勤で専従1人、常勤で兼務1人)
あん摩マッサージ指圧師、事務職員。

(営業日、営業時間及び定員)

第6条 当施設の営業日は、月曜日から土曜日までとし、各曜日ごとに定める単位ごとの営業時間及び利用定員は、別表第1のとおりとする。

(介護予防通所リハビリテーションの内容)

第7条 当施設は、利用者に対し、次に掲げる介護保険サービスの提供を行う。

- (1) 当施設は、介護予防通所リハビリテーション費を算定し、サービスの提供時間は9時00分から16時00分までとする。
- (2) 当施設は、通所リハビリテーション計画(以下「リハビリ計画」という。)において食事の利用を行うこととなっている利用者に対し、食事を提供する体制を確保する。食事の提供時間は、次のとおりとする。
- ・昼食 11:30から
- (3) 当施設は、利用者の居宅と当施設の間の送迎を行う。
- (4) 当施設は、利用者に対し入浴介助を行う。
- (5) 当施設は、個々の利用者に応じて作成したリハビリ計画に基づき、次に掲げるサービスを行う。
- ア 共通的サービス
イ 選択的サービス(口腔機能向上・運動器機能向上)

(通常の送迎の実施地域)

第8条 当施設が通常の送迎を行う地域は弘前市、板柳町、鶴田町、平川市（碓ヶ関地区を除く）、藤崎町、田舎館村とする。

(利用料その他の費用の額)

第9条 利用料の額は介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じて支払いを受けるものとする。

2 利用料の徴収に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族にサービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得て行うものとする。

3 通常昼食費 1食につき600円 行事昼食費 1食につき800円
施設外弁当代または外食費 実費

4 第8条における通常の送迎の実施地域を越えて行う介護予防通所リハビリテーションに要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から自宅までについて、次の額を追加徴収する。

通常の送迎の実施地域以外の送迎料（片道）：1km単位につき 50円

5 外出行事等における行事費については、次の額を別途徴収する。

- ・往復距離が30km未満 200円（燃料費100円、保険料100円）
- ・往復距離が30km以上 300円（燃料費200円、保険料100円）

(施設の利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、療養生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。

2 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥棒等他人に迷惑をかけること。
- (2) 指定した場所以外で喫煙すること。
- (3) 営利行為、宗教の勧誘及び特定の政治活動を行うこと。
- (4) その他この規程の定めに反すること。

(緊急時等における対応方法)

第11条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により受診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがある。

2 前項の他、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及びご家族が指定する者に対し、緊急連絡する。

(非常災害対策)

第12条 当施設は、消防法施行規則第3条に定める消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を策定し、その計画に基づき非常災害対策を行う。

- 2 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務は、防火管理者が行う。
- 3 消防訓練及び避難・救出訓練は年2回実施する。

(虐待防止に関する事項)

第13条 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。
- (3) その他虐待防止のために必要な措置。

2 当施設は、サービス提供中に、当施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(職員の服務規程)

第14条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもってサービスを提供する。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛ける。

(職員の勤務条件)

第15条 職員の就業に関する事項は、別に定める当法人の就業規則による。

(職員の健康管理)

第16条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

(その他施設の運営に関する重要事項)

第17条 当施設は、原則として月ごとに、職員の日々の勤務時間、職務の内容等を明確にした勤務表を作成し、これを掲示する。

- 2 当施設は、従業者の資質向上のため、最低年2回の研修の機会を設ける。
- 3 当施設が提供するサービスのうち、外部に委託して行うものの種類とその委託先は、次のとおりとする。
給食業務 有限会社アット
- 4 当施設の従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるため、当施設はあらかじめその事項に従業員との雇用契約に盛り込むものとする。
- 5 当施設が提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談及び苦情受付の窓口として事務長及び部門管理責任者を充てる。
- 6 当施設のサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償するものとする。このため、当施設はあらかじめ損害賠償保険に加入しておくものとする。
- 7 当施設は、利用者の介護予防通所リハビリテーションの提供に関し、リハビリ計画書、診療録、看護・介護録、機能訓練録、その他必要な記録を整備する。

利用者からこれらの記録の閲覧を求められた場合、当施設は原則としてこれに応じる。ただし、家族からの請求については、本人の同意が得られない場合は、これに応じないことができる。

(衛生管理)

- 第18条 利用者の使用する施設設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備等の衛生的管理を行う。
 - 3 食中毒等の厨房設備に関する衛生的な管理は委託業者である有限会社アットが行う。
 - 4 調理師等厨房勤務者についての検便を、毎月1回、委託業者である有限会社アットが行う。
 - 5 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を委託業者である有限会社アットが行う。

(その他)

- 第19条 この規程に定めるもののほか当施設の運営に関する事項は、居宅サービス事業基準省令第119条において準用する同第8条に定める重要事項説明書に定めるほか、当法人と協議して定める。

附則

- この規程は、平成18年4月1日から施行する。
この規程は、平成19年4月1日から施行する。
この規程は、平成19年8月1日から施行する。
この規程は、平成20年4月1日から施行する。
この規程は、平成20年6月1日から施行する。
この規程は、平成21年4月1日から施行する。
この規程は、平成22年4月1日から施行する。
この規程は、平成23年4月1日から施行する。
この規程は、平成24年2月1日から施行する。
この規程は、平成24年4月1日から施行する。
この規程は、平成24年8月1日から施行する。
この規程は、平成25年4月1日から施行する。
この規程は、平成26年4月1日から施行する。
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
この規程は、平成28年4月1日から施行する。
この規程は、平成29年4月1日から施行する。
この規程は、平成30年4月1日から施行する。
この規程は、平成31年4月1日から施行する。
この規程は、令和元年10月1日から施行する。
この規程は、令和2年4月1日から施行する。
この規程は、令和3年4月1日から施行する。
この規程は、令和4年4月1日から施行する。
この規程は、令和4年6月1日から施行する。
この規程は、令和4年10月1日から施行する。
この規程は、令和5年4月1日から施行する。
この規程は、令和6年4月1日から施行する。
この規程は、令和6年6月1日から施行する。
この規程は、令和6年5月23日から施行する。
この規程は、令和6年7月1日から施行する。
この規程は、令和6年9月1日から施行する。
この規程は、令和6年10月1日から施行する。

別表第1

営業日	単位	営業時間	利用定員
月曜日から土曜日	日中の部	午前9時から午後4時	40人
	延長サービス	午後4時から午後6時	10人
定休日	元日		

別表第2

区分	金額		
介護予防 通所リハビリテーション費 ※記載の料金は1割負担の方の料金です。 利用者の負担割合に応じて料金は変動します。	要支援1	月額 2,268円	
	要支援2	月額 4,228円	
	当事業所と同一建物に居住する者が、サービスを利用した場合、1月につき、次の単位数を所定単位数から減算する。		
	要支援1	1月につき 376円	
	要支援2	1月につき 752円	
	サービスの利用を開始した日の属する月から起算して12月を超え、所定の要件を満たさない場合、1月につき次の単位数を所定単位数から減算する。		
	要支援1	1月につき 120円	
	要支援2	1月につき 240円	
	加	通常の事業の実施地域を越えた地域の利用者に対しては、所定単位数の5%を加算する。	
		科学的介護推進体制加算	1月につき 40円
若年性認知症利用者受入加算		1月につき 240円	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）			
要支援1		1月につき 88円	
要支援2		1月につき 176円	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）			
要支援1		1月につき 72円	
要支援2		1月につき 144円	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）			
要支援1		1月につき 24円	
要支援2		1月につき 48円	
生活行為向上リハビリテーション実施加算		1月につき 562円	
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6カ月1回を限度）		1回につき 20円	
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（6カ月1回を限度）		1回につき 5円	
口腔機能向上加算（Ⅰ）		1月につき 150円	
口腔機能向上加算（Ⅱ）		1月につき 160円	
栄養アセスメント加算		1月につき 50円	
栄養改善加算		1月につき 200円	
一体的サービス提供加算	1月につき 480円		
※栄養改善サービスおよび口腔機能向上サービスを実施し、所定の要件を満たし、かつ栄養改善加算、口腔機能向上加算を算定していない場合			
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	介護報酬総単位数×サービス別加算率(8.6%) <1単位未満の端数四捨五入>		
通常の送迎の実施地域以外の送迎料（片道）	1kmにつき 50円		
食費（食費の実費）	通常昼食費	600円	
	行事昼食費	800円	
	施設外弁当代または外食費	実費	
教養娯楽費	(1) クラブ活動の材料費	実費	
	(2) 行事の材料費	実費	
外出行事費	往復距離が30km未満 (燃料費100円、保険料100円)	200円	
	往復距離が30km以上 (燃料費200円、保険料100円)	300円	
預り金の出納管理費用	月額 300円		
口座振替手数料	月額 110円		

別表第3 協力医療機関・協力歯科医療機関

協力医療機関①	医療機関の名称	サンタハウスクリニック
	医 院 長 名	工 藤 堯 史
	所 在 地	青森県弘前市大字大川字中桜川19番地1
	電 話 番 号	0172-99-1799
	診 療 科 目	内科・外科・形成外科・泌尿器科
協力医療機関②	医療機関の名称	弘愛会病院
	医 院 長 名	橘 正 人
	所 在 地	青森県弘前市大字宮川三丁目1番地4
	電 話 番 号	0172-33-2871
	診 療 科 目	内科・外科・老年内科・皮膚科・リハビリテーション科 消化器外科・呼吸器外科・乳腺外科・甲状腺外科・肛門外科 整形外科・形成外科・麻酔科
協力医療機関③	医療機関の名称	ときわ会病院
	医 院 長 名	永 山 淳 造
	所 在 地	青森県南津軽郡藤崎町大字榊字亀田2番地1
	電 話 番 号	0172-65-3771
	診 療 科 目	内科・消化器、肝臓内科・糖尿病内科・脳神経内科・漢方内科 緩和ケア科・外科・消化器外科・整形外科・リウマチ科 リハビリテーション科・麻酔科
協力医療機関④	医療機関の名称	国民健康保険 板柳中央病院
	医 院 長 名	照 井 健
	所 在 地	青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井74番地2
	電 話 番 号	0172-73-3231
	診 療 科 目	内科・外科・整形外科・耳鼻科・眼科
協力医療機関⑤	医療機関の名称	弘前小野病院
	医 院 長 名	小 野 浩 嗣
	所 在 地	青森県弘前市大字和泉2丁目19番地1
	電 話 番 号	0172-27-1431
	診 療 科 目	内科・呼吸器科・消化器科・胃腸科・循環器科・外科・整形外科 神経科・肛門科・放射線科・リハビリテーション科
協力医療機関⑥	医療機関の名称	弘前中央病院
	医 院 長 名	賀 佐 富 二 彦
	所 在 地	青森県弘前市大字吉野町3番地1
	電 話 番 号	0172-36-7111
	診 療 科 目	外科・内科・整形外科・脳神経外科・皮膚科・整形外科・放射線科 リハビリテーション科
協力医療機関⑦	医療機関の名称	代官町クリニック 吉田歯科
	医 院 長 名	吉 田 敏 弘
	所 在 地	青森県弘前市大字代官町108番地
	電 話 番 号	0172-38-4142
	診 療 科 目	歯科
協力医療機関⑧	医療機関の名称	津軽保健生活協同組合 藤代健生病院
	医 院 長 名	関 谷 修
	所 在 地	青森県弘前市大字藤代2丁目12番地1
	電 話 番 号	0172-36-2823
	診 療 科 目	精神神経科・内科・リハビリテーション科・放射線科 (専門外来：アルコール、物忘れ)